

「いろは」で進める！ ご近所支援参考集

～災害から、お年寄りや障害者を守るために～



多 賀 城 市

(令和5年3月改訂版)

～はじめに～

大きな災害が起きたとき、支援を必要とする方に市や消防の支援が届くには時間がかかります。

避難所にたどり着くまでに時間がかかる高齢者や障害者が迅速に避難を完了するには、ご近所のみなさんの協力が欠かせません。

この参考集は、日常的に配慮が必要な「要配慮者」といわれる高齢者や障害者の中でも、誰かの支援が必要な「避難行動要支援者」（要支援者）の方々を、みなさんが支援するための支援ガイドとして作成しています。

それぞれの地域にあった支援の方法を検討する上での一助として、地域の取り組みにご活用願います。

共助の重要性を再認識し、地域での助け合いが活性化できるようご協力をお願いします。

活動の前に

市は、支援を必要とする人の名簿を作って、地域に提供しています。



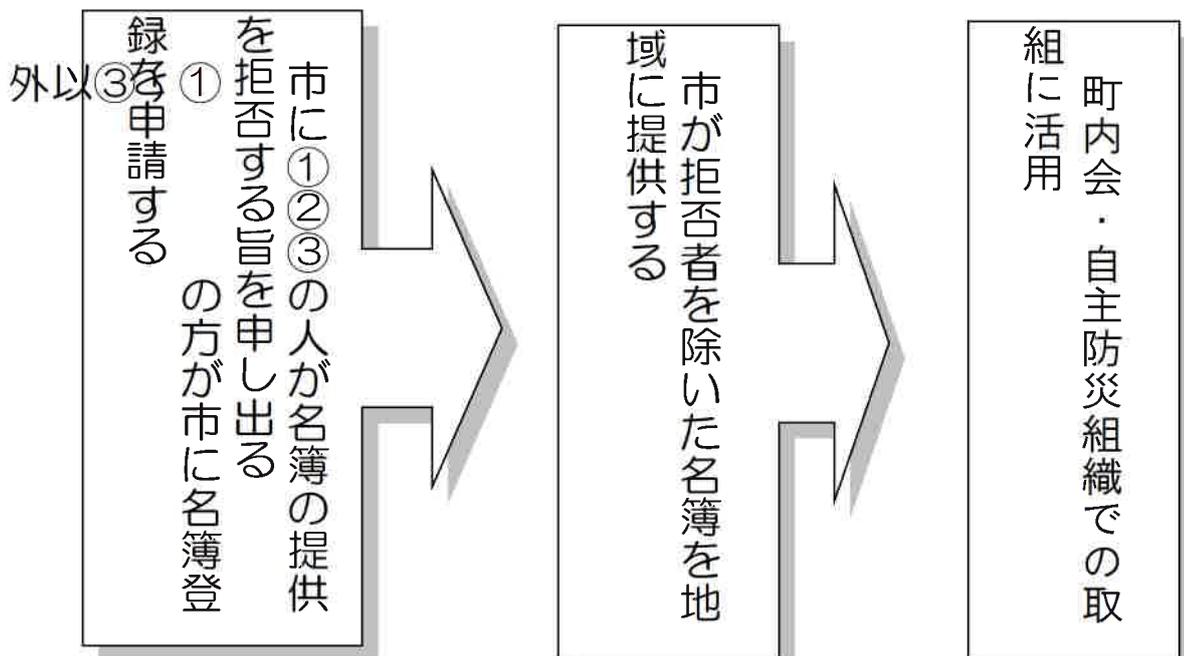
市は、次の表に該当する人を対象とした『支援を必要とする人の名簿（避難行動要支援者名簿）』を作成しています。

この名簿を、各地区の町内会・自治会長さん、民生委員さん、自主防災組織に提供しますので、各地域での活動に活用してください。

市が支援が必要として名簿登録する人

- ① 75歳以上の一人暮らしの人
- ② 介護保険の要介護3以上の人
- ③ 身体障害者で障害等級表1級、2級の人

※上記に該当する人のうち、「名簿の提供を拒否する」と申出した人を除いた名簿（①～③以外の方で市に名簿への登録申請をした者を含む）を提供します。



《作成する名簿の内容》

避難行動要支援者 = 避難に支援を必要とする人 です

避難行動要支援者及び対象者名簿

No	同意	氏名	性別	年齢	生年月日	住所	①	②	③	電話番号	緊急医療 情報キット	支援	備考
1	○	多賀 太郎	男	63	S35/1/15	多賀城市中央2-1-1	○			368-XXXX			
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

どのような状態の人が番号で表しています

①75歳以上ひとり暮らしの人 ②要介護3以上の認定者 ③身障者手帳1.2級所持者

※この台帳の管理者

このような名簿も、災害が発生した時にどのように支援するか決まっていなければ意味がありません。

東日本大震災の前から名簿を作っていましたが、有効な活用ができていない状況です。



次ページから、支援活動を行う参考事例を説明していきます。

ろい

日頃からの取組

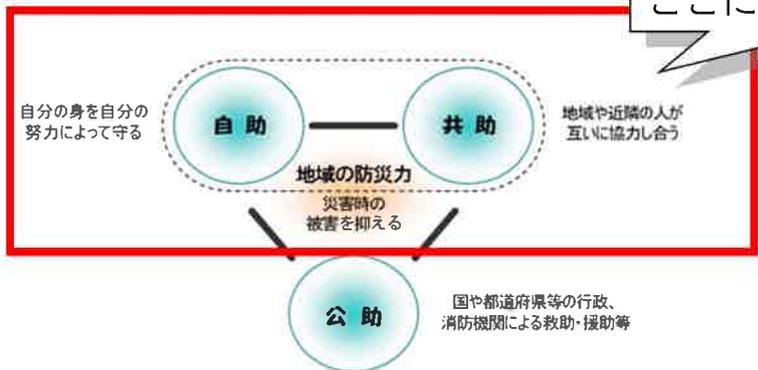
日頃からの取組で
災害発生に備えます



進める日頃からの取組

組取

ここについてのお話です



※「自主防災組織の手引き」(消防庁)より抜粋

① いっしょに作ろう支援の土台

5ページ

② 老若男女、みんなで支援に協力を

7ページ

③ は 初訪問は準備万端整えて

9ページ

④ に ニーズをチェック！支援計画！

11ページ

⑤ ほ 本当に頼りになるのはご近所さん

13ページ

⑥ へ 平常時の関係、備えが一番大切

15ページ

⑦ と とても大切な個人情報のお話

17ページ

⑧ ち ちょっと待って。他にもいるよ。

19ページ



い いっしょに作ろう支援の土台

どんなことに困っていて、どんな支援ができるのか、地域で話し合ってみよう。



地域の多くの人協力できるよう、自治会長・町内会長さん、民生委員さん、自主防災組織の方々を中心に地域で勉強会などを設けて、支援の必要性や活動内容について話し合ってみましょう。「地域でここまでやろう」という活動方針が支援の土台になります。

市は、出前講座を設けていますので、活用してください。

《災害時に困ること》

- 助けを呼べない
- 自力で行動できない
- 状況を理解しにくい
- 状況の変化に対応しにくい

【地域の特徴】

- 例) 津波浸水地域
- 坂が多い地域
- 交通量多い地域

《地域ができる支援》

- 情報伝達
- 安否確認・救護救出
- 避難誘導 など・・・

《活動方針の例》

- ☞ 支援を必要とする人の安否確認ができるようにする
- ☞ 有事の際に、班内で声かけができるようにする

Q & A

なぜ地域が支援を行うの？

東日本大震災をはじめとする過去の災害のとき、支援が必要な方に公的な支援が届くまでには相当の時間がかかっています。津波を伴う場合など、迅速に避難を完了するために、現実的に頼りになるのはご近所のみなさんです。

日頃からの支援の取組は、そのまま地域コミュニティの結びつきを維持することにもつながりますので、ぜひご協力をお願いします。

Q & A

自分のことは自己責任で守るべきではないの？

防災の基本は自助によるものですが、近くに家族がいない場合や、家族がいても日中不在であるようなことを考えると、災害時に地域で支援する体制は必要であると考えています。

また、支援者もいつかは支援される側になります。お互いさまの気持ちで取り組んでいただければと考えています。

③

老若男女、みんなで支援に協力を

みんなで支援を行うために、
活動のお知らせをしましょう。



限られた人だけが活動している状態では、「地域全体・ご近所同士の支援」はできません。地域に住む多くの人に活動をお知らせして、協力を求めましょう。

また、お知らせを見た人からの「助けてほしい」という声を拾うことができます。

《お知らせ方法の例》

- ➡ 回覧板（次ページに載せています）
- ➡ 地域の集まりでお知らせする

など

Q & A

もともとのお付き合いがあって支援ができているから、改めてお知らせする必要はないと思う。

社会構造や家族構成の変化などで、現在できていることが今後も引き続きできるとは限りません。

10年先20年先に繋げていくためにも、地域コミュニティの結びつきの重要性和ともに、地域で行う支援活動についてお知らせをしていただければと思います。



地域には、赤十字の奉仕団や婦人会、会社の事業所などがあります。支援活動を行う上で、このような他団体と協力する方法もあります。

(周知用回覧文の例)

回覧

令和〇〇年〇月〇日

災害時に配慮が必要な方の支援にご協力をお願いします

お年寄りや障害をお持ちの方、妊婦さんや乳幼児など、災害時に配慮が必要な方を守るためには、地域で助け合える備えをしておくことが大切です。

〇〇町内会では、多賀城市と協力し避難に支援を要する方々（避難行動要支援者）の名簿による所在の把握とともに、町内会における支援体制を整備しています。

避難行動要支援者の所在把握と、支援への御協力をよろしくお願いします。

1 避難行動要支援者として登録できる方

災害が発生した時に、ご自身や家族では避難が困難な方で、市の避難行動要支援者名簿への登録を希望する方で、例えば次のような方です。

例) 市で避難行動要支援者名簿への登載を規定している方以外の高齢者のみ世帯、日中独居になる高齢者、身体障害者手帳 1・2 級所持者以外の障害児・障害者、妊婦・乳幼児のいるご家庭、在宅で療養中の方、日本語会話の不自由な方

2 登録の方法

多賀城市に備え付けの登録申請書、市ホームページに掲載している登録申請書に必要事項を記入して市役所に提出するか、又はホームページから必要事項を入力して登録する方法があります。

3 支援内容

災害時の声かけや安否確認など、必要な支援をご本人と打ち合わせて、災害時に可能な範囲で支援を行います。

4 個人情報の取扱い

支援のために必要な個人情報については、町内会及び自主防災組織が適正に管理し、支援以外の用途に使用することはありません。

問合せ・連絡先：〇〇町内会 〇〇〇〇

(電話：△△△ - △△△△)

①

初訪問は準備万端整えて

訪問によって、支援の際に必要なことや、支援者を決める上で必要なことを確認します。



自治会長・町内会長さんや自主防災組織などは、「要支援者名簿」などで支援を必要とする人の所在を把握したら、いよいよ訪問をすることになります。

実際に支援をするために必要なことを確認する重要な訪問です。

訪問準備

- ➡ 「要支援者名簿」などで、支援を必要とする人の所在を確認しましょう
- ➡ 次ページの訪問チェック表を活用してください

訪問者調整

- ➡ 民生委員さんなどとの同行を検討しましょう
- ➡ 支援が必要な人が女性の場合など、訪問先の状況も加味しましょう

訪問日調整

- ➡ 支援が必要な人の親族やケアマネジャーなどが同席できるような日程を調整しましょう

訪問チェック表

NO	質問項目	確認欄
1 事前準備		
1-1	要支援者の状況把握（介護認定・障害等級・身体状況など）	
1-2	初回訪問実施者の決定（できる限り民生委員を含む複数名で調整）	
2 初回訪問日等の決定		
2-1	初回訪問実施者の中から、要支援者への連絡担当を決定	
2-2	要支援者単独での面談が可能か	
2-3	要支援者単独での面談が難しい場合、親族やケアマネジャーなどの同席を依頼	
2-4	聴覚障害者で手話通訳が必要な場合は、要支援者本人に手話通訳者の手配を依頼	
3 初回訪問時		
3-1	支援の取組について内容の説明	
3-2	支援が必要になる時間帯はいつか ⇒「全日」「日中のみ」「夜間のみ」「その他」	
3-3	緊急連絡先の確認	
3-4	同居者、近隣の支援者の確認 ⇒支援者がいる場合、連絡先の確認	
3-5	要支援者が望んでいる支援内容の確認 ⇒「災害情報の伝達のみ」、「避難所まで誘導」、「避難所まで搬送」など	
3-6	ハザードマップによる強震域・浸水予想域内か	
3-7	避難支援の際に必要な検討事項の確認 ⇒準備が必要なもの（車椅子、リヤカーなど）の確認	
3-8	要支援者本人の防災対策実施状況の確認 ⇒「避難場所」及び「避難経路」の確認 ⇒備蓄品、非常持出品（常備薬）の準備状況 ⇒災害情報取得手段の準備状況	
3-9	要支援者に対し、支援できる内容について説明	
3-10	支援内容をまとめる	
3-11	まとめた支援内容を支援カードなどで保存する	
4 初回訪問実施後		
4-1	要支援者の支援者を確保・選定する	
4-2	各支援者と支援カードを共有 ⇒支援者間の役割分担 ⇒避難支援時の注意事項の確認（支援者の安全確保など）	



ニーズをチェック！支援計画！



いつ、どのような支援を求めているのか、確認しましょう。

支援を必要とする人は、どのような支援を必要とするか。実際に地域としてできる支援内容とすり合わせましょう。

■具体的な災害の想定

- (例) ・家族がいない屋間に、集中豪雨による避難準備情報が発令された。
・震度5強の地震が発生し、家具などが転倒している。

■支援が必要な時間帯

家族と同居している場合や近隣に親族が居住している場合でも、仕事などで不在になる時間帯には支援が必要になる場合があります。

■親類やケアマネジャーなどの緊急連絡先

打合せ後に緊急連絡先に連絡を行い、緊急時の連絡体制の確保に努めましょう。

■どのような支援を望んでいるか

- (例) ・早めに災害情報がもらえれば、親族が近くにいるので避難できる。
・目が不自由なので避難所まで誘導してほしい。
・足腰が弱っているので避難所まで誘導してほしい。
・震度5以上の地震が来たら安否の確認をしてほしい。

■その他、それぞれの状況による検討事項を確認

- (例) ・高層マンションにすんでおり、浸水やがけ崩れの危険性がない。
⇒震災時の安否確認だけでもよい可能性あり

どんな支援が必要か、わかったら...

支援内容をまとめて、
お互いに共有しましょう！

《支援内容をまとめるカードの作成例》

ふりがな				大・昭・平・令
氏名	生年月日	年	月	日
	性別	(年齢 歳)		
住所	〒 - 多賀城市			
連絡先	電話番号	携帯電話		
	FAX	E-mail		
緊急 連絡先	氏名	続柄	連絡先	
	氏名	続柄	連絡先	
世帯の状況 体の具合など				
災害が起きた時 困ることなど				
支援内容・方法				
その他				
災害が起きた時に、支援してくれる方				

※別冊「多賀城市内の活動事例」に、情報共有の例があります。

ほ

本当に、頼りになるのはご近所さん

「ご近所」≡「互近助」

緊急時にはご近所の助け合いが最も大切です。

できるだけ多くの方に協力を求め、支援ができる状況をつくりましょう。

支援を必要とする人と、支援できる人を結びつけて、災害時に効果的に助け合いができる状態を目指します。



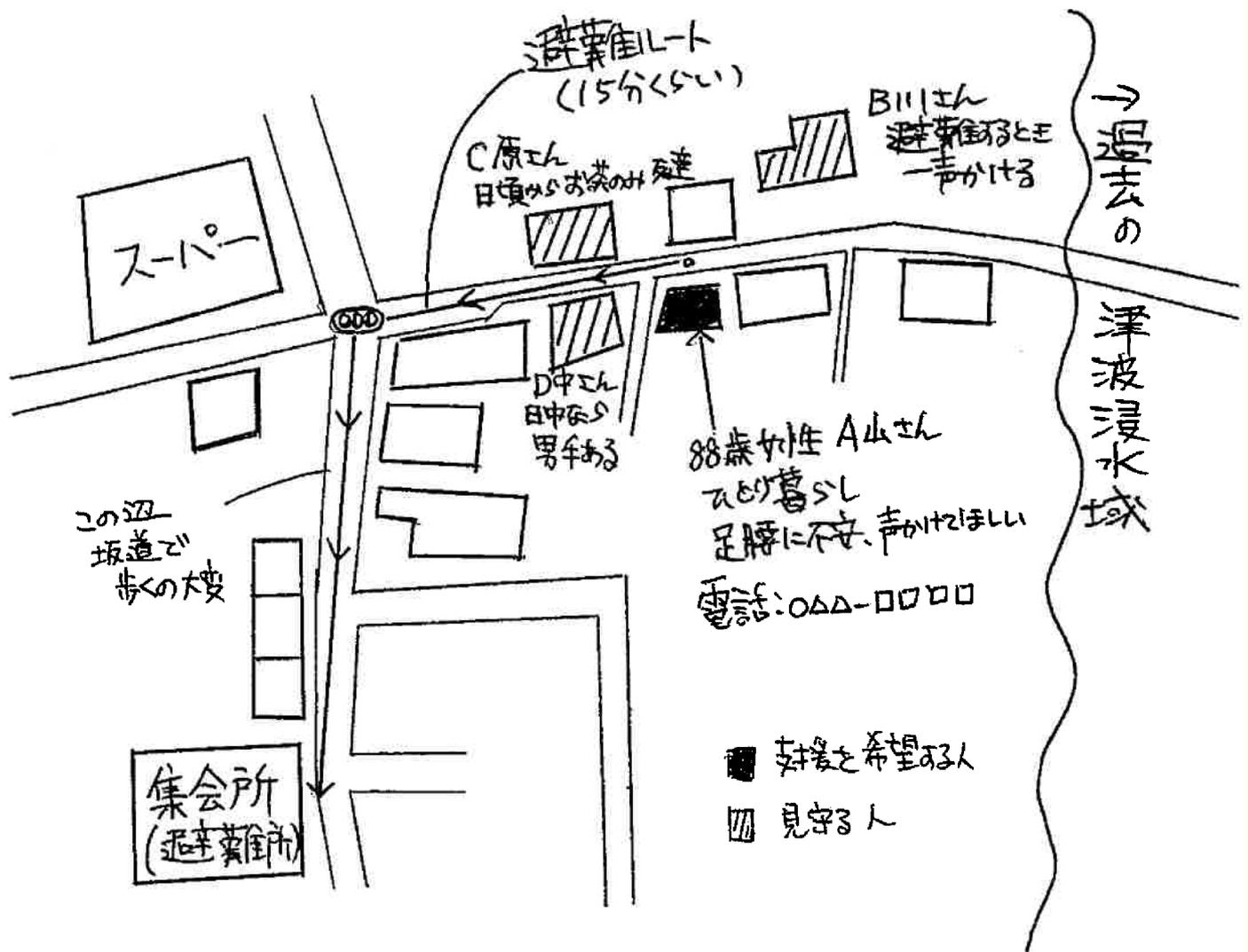
支援できる人を探す方法

- 支援を必要とする人本人からの申し出
- 回覧板などで町内から募集
- ご近所でお互いに見守り合う
- 町内の他団体に協力をお願いする

支援者になってもらったら、
支援を必要とする人と顔合わせを
企画しましょう。



～ご近所お助けマップ～



一人に負担が集中しないように、上のようなマップを作ってみるみんなで共有する方法もあります。

また、支援者本人やその家族の安全を第一にし、その時に可能な範囲で支援することを確認しておきましょう。支援が必要な人自身の備えも重要であるという意識づけをしてください。

津波の浸水予想域内では、支援ができる時間を「〇〇分まで」とあらかじめ決めておくなどの対策もしましょう。



平常時の関係、備えが一番大切

目指すのは、かつてどこの町内にもあった
「向う三軒両隣」の関係での支援です。
日頃から顔の見えるお付き合いをしましょう。



日頃からの見守り活動や防災活動の中で、お互いの顔が見える関係をつくりましょう。

この関係は詐欺など犯罪の防止にも効果があります。特定の支援者だけでなく、地域みんなが繋がって、地域コミュニティの強化につなげましょう。

夏祭りで
ご近所交流

お茶飲み会で
定期的に顔合わせ
(お楽しみ会など)



避難訓練で
助け合いの
意識啓発

世代間交流
(いも煮会など)

訓練のススメ

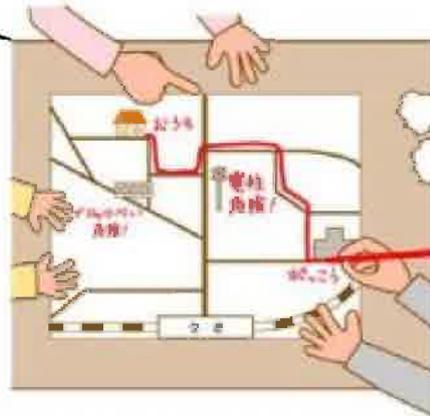


日頃やっていないことを、いきなりやろうとしてもできません。いろいろな災害を想定して、いろいろな訓練を行いましょう。

《ある訓練のイメージ》

リヤカーとかいるよね

地震が夜中のときはどうしよう……。



避難所に行く前に津波に追いつかれちゃう！

車を使った避難も必要になるね……。

代表的な防災訓練

図上訓練	大きな地図を囲んで、災害時の対応策を考える図上訓練
災害対応訓練	災害対応を疑似体験するイメージトレーニング
救護訓練	参加者に基礎的な技能を身につけてもらう訓練
情報伝達訓練	情報の伝達や安否確認方法、情報入手方法の確認
避難訓練	避難所までの避難手段・経路の確認と、要する時間の把握
給食・給水訓練	在宅で避難生活を送る人の把握と給食・給水手順の確認



とても大切な個人情報のお話

支援を必要とする人の個人情報を扱うことになります。情報の漏えいなどないように、取扱いに注意しましょう。

災害時に備えるため、電話番号などのほかにも体の具合や家族構成といった個人情報をたくさん扱うことになります。

支援を行うために有効活用しなければなりません、同時にその扱いには注意が必要です。



《支援を必要とする人の特徴》



- 高齢者のみの世帯
- 日中に一人になる
- 介護や障害のサービスを受けている

など

詐欺や悪質商法のターゲットになりやすい人



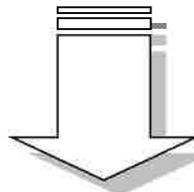
市から提供される名簿の管理はもちろんですが、支援カードも紛失や置き忘れなどがないよう注意が必要です。「どのように活用するか」しっかりと考えましょう。

Q & A

自主防災組織で情報を共有する場合、 具体的にどんな注意が必要なの？

「どの情報を」「どのように使用するか」を事前に決めて、組織内部で徹底するとともに、支援を必要とする人にも情報の管理方法について説明しておきましょう。

もっとも、災害が発生した際には情報の円滑な活用が必要になりますので、その点についても留意してください。



私の情報は、誰が持っていて、
どのように使われるんだろう



～気をつけておくことメモ～

- 支援に必要な情報は何だろう？

- どんな形で情報共有しよう？

- どんなときに使うのかな？

- 誰が情報を持ってたら良いんだろう？

ち

ちょっと待って。他にもいるよ。

市から提供された名簿に載っていない人の中にも、支援を必要とする人がいます。



名簿の記載有無にかかわらず、次に該当するような人は、支援を必要とする可能性があります。

回覧板などで地域全体に支援活動の周知を図り、支援を必要とする人の声を聞きましょう。

支援を必要とする可能性がある人の例

- ① 65歳以上のみの世帯で体が虚弱の人
- ② 日中独居になる65歳以上で体が虚弱の人
- ③ 知的障害者で療育手帳判定基準障害程度がAの人
- ④ 精神障害者で精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の人
- ⑤ その他災害時に支援が必要な人（難病患者、日本語を理解していない外国人、65歳以下で体が虚弱な人、乳幼児、妊婦など）

支援を必要とする人がご近所にいたら、名簿に載っている人と同じように支援ができるような活動を進めましょう。



ここまでは、災害が起こる前の活動です。

重要なのは、いつ災害が起きても対応ができるように

活動を継続していくことです。

10年先、20年先にも持続できる地域の仕組みをつくっていきましょう。



次ページから、災害発生以降の
活動について、参考事例を説明します。

はるい

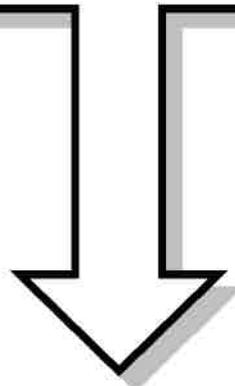
心対害災

進める



迅速な避難

いろいろな準備の結果、避難完了までどのくらいの時間でできるかが重要です。

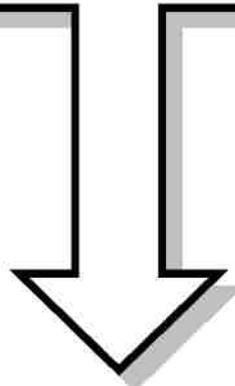


避難完了



避難生活

避難完了後にも、ご近所でやれることがあります。



り

臨機応変！行動チャート！

23ページ

ぬ

抜かりなく支援を始めよう

25ページ

る

ルールを決めて声かけは迅速に

27ページ

を

お年寄り・障害者それぞれの支援

29ページ

わ

忘れてませんか在宅避難者

31ページ

か

活動の先にあるものは・・・

33ページ

よ

よくある質問

34ページ

た

多賀城市内の活動事例

別冊

ろい

進めるその先



臨機応変！行動チャート！

《風水害時の活動例》

避難準備情報・避難勧告・避難指示が発令された！



- 市が広報車等で市内に情報を伝達
- 地域の避難所に避難開始
- 避難準備情報はご近所支援の最初の目安

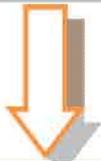
支援開始！ 【災害情報伝達／安否確認】



- 自分や家族の安全を確保したあと、支援を必要とする人へ支援を開始

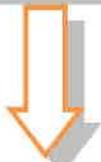
自力で避難できない

自力で避難できる



避難誘導

- 自力で避難することができない場合は、避難所まで誘導する
- 自力で避難できる場合はそのまま次のお宅に向かう
- 市や消防、警察の支援が必要な時は支援要請する



避難所到着！ そのあとは・・・。



- 避難状況を避難所の運営担当に伝えましょう
- 避難生活でも可能な範囲で気遣いをしましょう
- ご近所さんが避難所にいなければ、確認しましょう

《震災時の活動例》

大地震の発生！



自分の体を守る／家族の安全確保



➤ 自分の身を守り、家族の安全を確保する

支援可能

支援不可能



要支援者へ災害情報伝達／安否確認

➤ 津波を伴う場合は、支援時間に注意！
➤ 支援者は可能な限り要支援者支援を行う



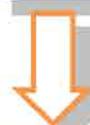
自力避難不可

自力避難可



救助活動／避難支援

➤ 風水害の場合と同様に支援を行うが、行動時は周囲の状況に最大の注意を払う



避難所生活支援



在宅避難者支援

➤ 在宅の要支援者を把握し支援する



抜かりなく支援をはじめよう

まずは自分や家族の身を守って、
安全を確保してからはじめましょう。



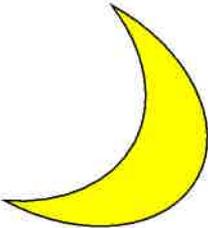
災害時の支援の前に、まず自分の体を守ることに集中してください。その後、家族の安全を確保してから、可能な範囲で支援をはじめましょう。

Q & A

支援者が支援できない時はどうするの？

発生の時間帯や気象状況、具体的な災害規模など、具体的な被害状況は予想できません。支援者自身も被災する可能性があります。どのような状況でも、一定の支援が行えるように、個人単位ではなく地域単位で支援が行える体制をつくっていくことが大切です。

また、深夜や大雨の時間帯で、移動すること自体が危険になることもあります。まずは自分の身を自分で守る「自助」が全ての基本ですから、支援を必要とする人にも日頃から災害への備えを手厚くしていくよう働きかけてください。



東日本大震災では、支援者が支援中に被災したり、支援できなかったことで罪悪感に苛まれたりということがありました。

あくまでも、「日頃のお付き合いの延長線上」で支援を行うための仕組みです。義務は発生しません。可能な範囲で支援をするものだというのを、支援者と支援を必要とする人の両方が認識しておきましょう。

支援をはじめめるタイミング

概ね、次のような状況が
支援をはじめめるタイミングです



【風水害の場合】

『避難準備情報』『避難勧告』『避難指示』が発令されたとき

☞ 台風や大雨などによる災害が予想される場合、市は状況に応じて「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を発令します。とくに「避難準備情報」については、避難に時間がかかる要配慮者のために勧告や指示に先立って発令し、いち早く安全に避難していただくための情報です。



夜間や大雨が降っている場合など、
外へ出ること自体が危険になることがあります。
自宅の2階などに移動する対応も必要です。

【震災の場合】

多賀城市内で震度5弱以上の揺れが発生したとき

☞ 震度階級で、震度5弱とは「大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる」もので、「固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある」、「落石やがけ崩れがはっせいすることがある」とされています



揺れが大きくななくても、津波が来ることがあります。
市の災害情報や、テレビやラジオを確認しましょう。

る

ルールを決めて声かけは迅速に

災害時は、ライフラインの停止や交通渋滞などが発生する中で、迅速に声かけを行っていくこととなります。

災害による停電や、避難に伴う交通渋滞が予想されます。あらかじめ決めておいた方法を使って、効率よく声かけを行いましょう。



耳が聞こえない

字が読めない

目が見えない

電話に出られない

メールが使えない

状況を理解できない

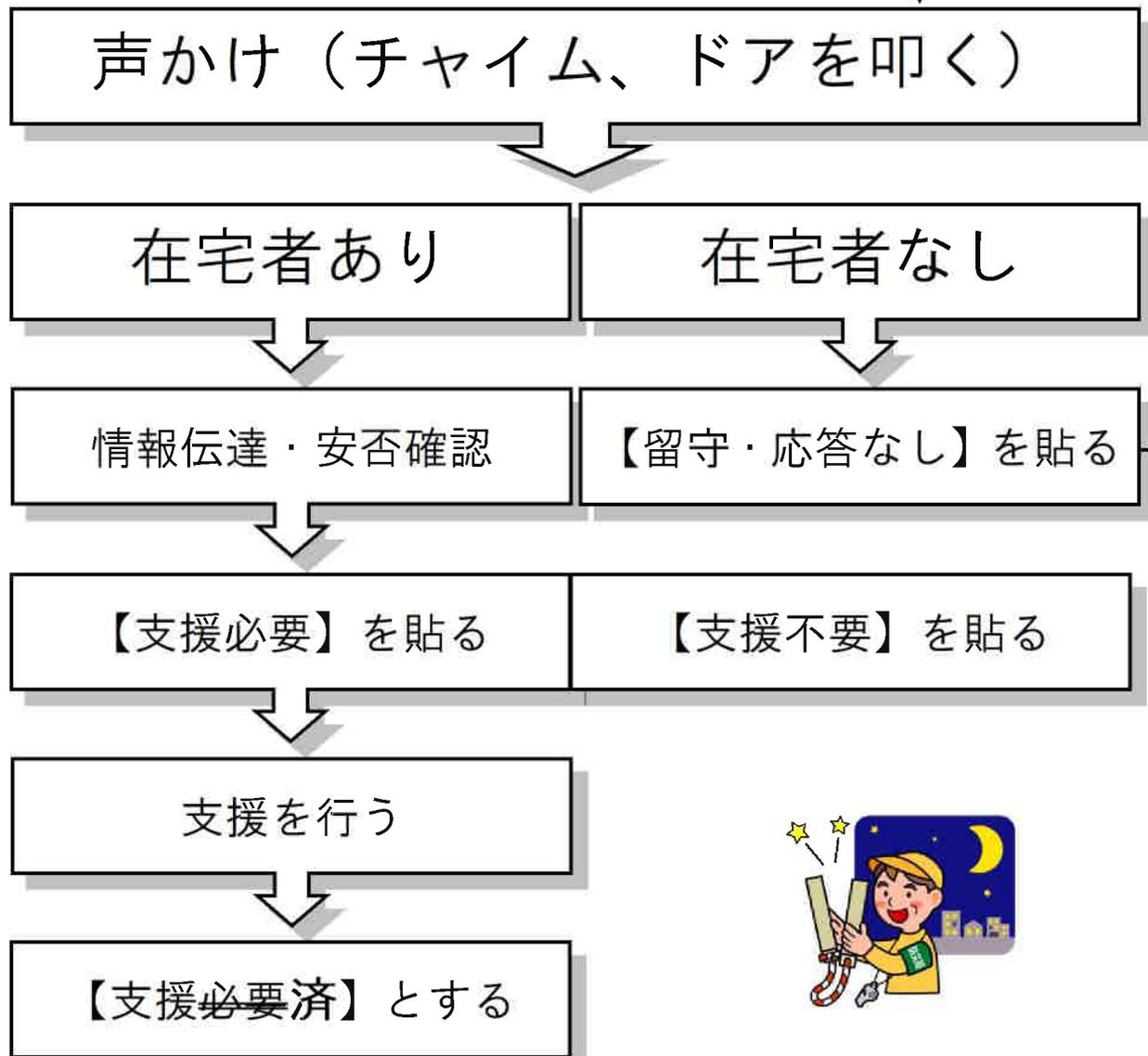
...etc



『声かけ』と言っても、支援を必要とする人の状態によって求められるものは変わります。一般的には「直接訪問」が確実に効果のあるものだと考えられます。

《声かけの活動ルール例》

時間をおいて再確認する



特に津波などを伴う震災の時には、迅速な声かけが肝心です。

できるだけ効率よく行うために、右のような確認カードを張り付けるなどして、声かけが重複しないようにしましょう。

また、支援を必要とする人も、右のようなものをドアなど目のつくところに貼って、状況を知らせることができます。地域で取り組む際の参考にしてください。

在宅者無事です

在宅 名

確認時刻 時 分 確認者

助けが必要です

在宅 名 負傷者 名

救助しました

救助時刻 時 分 救助者

※横浜市金沢区災害時要援護者名簿作成の手引きより抜粋

を

お年寄り・障害者、それぞれの支援



支援を必要とする人それぞれに特徴があります。
避難誘導のときなど、注意しましょう。

高齢者には高齢者の、障害者には障害者の、それぞれ必要とする支援があります。一般的に次のようなことがあるので覚えておきましょう。

《お年寄りの場合》

- (ひとり暮らしの場合)
 - ・災害の発生に気付くのが遅い
- (介護認定のある場合)
 - ・自力で移動ができない
 - ・自分で危機の判断ができない
- (その他)
 - ・行動ができて、ゆっくり



～声かけの時～

- ・迅速な情報伝達
- ・早めの避難開始を呼びかけ

～避難誘導の時～

- ・車椅子やリヤカーなどで避難所に連れていく

《障害者の場合》



(視覚障害の場合)

- ・瞬時に行動をとることが難しい

(聴覚障害の場合)

- ・音声の災害情報が認識できない

(肢体不自由の場合)

- ・自分で移動ができない

(精神障害の場合)

- ・精神的動揺が激しくなる

(知的障害の場合)

- ・自分で危機の判断ができない

(内部障害の場合)

- ・投薬などの継続が生命に関わる

～声かけの時～

- ・メッセージボードなどいろいろな道具でお知らせ
- ・安否確認後も一人にしない

～避難誘導の時～

- ・車椅子やリヤカーなどで避難所に連れていく
- ・落ち着かせ、手を取りながら、避難所に向かう

《その他の場合》

妊婦さんや乳幼児、
日本語がわからない外国人 など

☞ 相手に合わせた配慮を考えましょう



※メッセージボードの例





忘れてませんか、在宅避難者

いろいろな事情で避難所生活ができず、
自宅で避難生活を余儀なくされる場合があります。
支援を必要とする人が孤立しないよう注意しましょう。



東日本大震災では、支援を必要とする人の6割が避難所に行かなかったという全国的な調査結果があります。

また、一度避難をしたあとも、避難所があわず、いくつかの場所を転々としたり、すぐに自宅に戻ったという人もいます。

いずれの場合も、慣れない集団生活や、設備環境面から「生活できない」という事情がうかがえます。

Q & A

ご近所の支援は避難所まで、ではないの？

実際に、避難所に避難した人と、避難しなかった人では食料の配給やその他様々な支援に差が出てしまいます。

『ご近所付き合いの延長線上での支援』というところから考えて、ご近所に支援が必要なのに受けられていない人がいる時は、町内会長・自治会長さんや民生委員さん、自主防災組織などを通じて市に情報を頂ければと思います。



健康
福祉
物資の支援が必要
など

健康
福祉
避難所が必要
が必要

市に情報提供



Q & A

災害時には要支援者だけ支援すればいいの？

要支援者として個人情報を提供することに抵抗がある人や、家族と同居中だから支援はいらないよという人もいますが、災害の状況によっては支援が必要になる場合があります。

具体的な支援者や支援計画などはありませんが、ご近所さんに声かけなどしていただければと考えています。

【震災関連死を防ぐために ～福祉避難所～】

東日本大震災では、避難生活の中で死亡された方の原因が明らかにされています。一般的な避難所での生活が困難で、疲労やストレス、持病の悪化等が進行しやすくなると判断されるような人に対しては、比較的環境が整った場所へ移動し、適切な配慮を行うことが求められています。

市は、高齢者福祉施設や障害者福祉施設のような福祉施設を避難所として使用できるよう、民間事業者と協定を結び、体制の整備に努めています。

東日本大震災における関連死の原因（複数選択）

出典：復興庁「東日本大震災における震災関連死の原因についての報告」（平成24年8月21日）



か

活動の先にあるものは・・・



市木 山茶花

誰しもいつかは支援を必要とする人になります。

社会や家族構成の変化で、頼れる人がいないという人が増える中、ご近所の関係が改めて重要視されています。

ご近所の関係については、関係の希薄化や地域行事への低い参加率などが問題になっています。

地域のお年寄りや障害者を守る取り組みを進めるためには、日頃からの付き合いが必要不可欠です。東日本大震災以降の防災意識の高まりなどを背景に、この取り組みを進めていけば、地域コミュニティの結びつきの強化なども併せて進んでいくことになっていきます。

《取り組みを進めることで得られるもの》

短期的

- 災害時に支援が必要な人の命を守る
- 支援者となる住民自身の防災意識の向上

中期的

- 支援者と要支援者の間の顔の見える関係
- 自分が支援される側になっても安心

長期的

- 地域コミュニティの維持や強化
- 災害の記憶や経験の伝承



よくある質問

1. 地域には日中高齢者しかいないので支援を行う担い手が不足している。

支援は、避難誘導などのように実際に体力が必要になるものだけでなく、災害情報の提供や安否確認などもあります。例えば、避難をする際にご近所の要支援者に声をかけていただくなど、支援者が可能な範囲での協力が大切になります。要支援者の支援は、全てを必ず実施することが目的ではなく、地域の皆さんができる範囲で協力をしていくことを目的の一つに考えています。

2. マンションが多く、人の出入りも頻繁で、顔の見える関係は難しい。

要支援者支援の目指す形の一つは、かつてあった「向う三軒両隣」の助け合いです。何かあった際に、最初に頼れるのはご近所さんになります。

そういう意味では、マンションの居住者同士による支援の体制づくりも一つの考え方ではないかと考えています。

3. 要支援者名簿だが、既に地域で作成しているものがある。

市から提供する要支援者名簿は、地域の支援者である町内会長・自治会長さんや民生委員、自主防災組織がまずはじめに要支援者の所在を把握するための資料です。地域において活用している名簿がある場合は、そちらを優先していただいて構いません。

4. 支援計画（個別計画）は必ず作成しなければならないのか。

災害が発生してからどのように支援するかを話しては間に合いません。そのため、事前の打合せが必要になります。

また、支援者は状況により交代する場合がありますので、打合せた内容を記録しておくことで情報の共有が確実に行えます。

5. 支援計画（個別計画）を市に提出する必要はあるのか。

地域において支援を行うために作成していただくものなので、市に提出していただくことは想定しておりません。

6. 要支援者個別に避難支援者を決めなくてはならないのか。

避難支援者を決めることで、支援をする・されるの意識付けが進みます。

ただし、改まって支援者と決めることで「日中いないから」「責任が持てないから」などという理由で拒否される場合もあります。

必ずしも支援者がいなくてはいけないというわけではありませんし、避難支援者が不在の場合に災害が発生することもありますので、その地域にあった支援体制をとっていただければ良いと考えています。

7. 東日本大震災のように全員が被災者になったら、支援もできないのではないか。

大きな災害の時ほど、助け合いをするためには日頃からの関係が大切になります。支援の「役割」や「担当」というものだけにとらわれず、その時その場にいた人が動ける範囲の支援を行うことができるような地域の雰囲気を作っていっていただければと考えています。

8. 要支援者は必ず訪問しなければならないのか。

支援する側だけが準備を整えても、要支援者とお互いの顔が見える状況でなければいざという時に効率的に動くことができません。

要支援者の中には、町内活動に参加しなかったり、できなったりで孤立している人もいます。訪問によって要支援者本人に「安心感・話し相手」を提供できますし、支援に必要な状況も確認できます。町内活動の情報伝達がきっかけで地域と交流ができるかもしれませんので、積極的に訪問をしていただければ良いと考えています。

9. 支援する側への敬意とか、支援を受ける側の考え方も大切ではないか。

日頃のお付き合いの延長線上で支援を行う上で、「支援を受けることが当たり前」という気持ちでは、支援をする側も気持ち良く支援ができません。対価を支払って得る「サービス」ではなく、お互い様の気持ちで、「助け合う」ものであるということを念頭に置いておくことが大切であることは間違いありません。

ある時に支援を必要とする人でも、別の機会では誰かに何かができるような関係ができると良いと考えています。